

五所川原市 高齢者生活支援 タクシー券



新型コロナウイルス感染拡大防止、外出自粛を余儀なくされている高齢者の福祉の増進及び日常生活の便宜を図ることを目的に標記タクシー券を配布します。

是非、ご利用ください。

高齢者の方々の自粛生活を市内タクシー事業者が手助けいたします。



ご利用例



病院へ診察券を事前に提出いたします。

【自宅にタクシーを呼んで診察券を渡し、病院へ出してもらう】



薬局から薬を受け取ってきます。

【事前に病院から薬局へ処方箋をFAXしてもらい、タクシー会社に電話をして薬を取りに行ってもらう】

または【運転手に処方箋を渡して薬を取ってきてもらう】



本人に代わり

スーパー等から買い物をしてきます。

【スーパー等に事前に注文しタクシー会社に配達を依頼する】

または【タクシーを呼んで、運転手に買い物メモを渡して買ってもらう】



弁当・惣菜の配達をいたします。

【事前にお店へ注文して、タクシーでの配達をお願いする】



利用料金は事前に各タクシー会社にお問い合わせ確認のうえ、ご利用下さい。



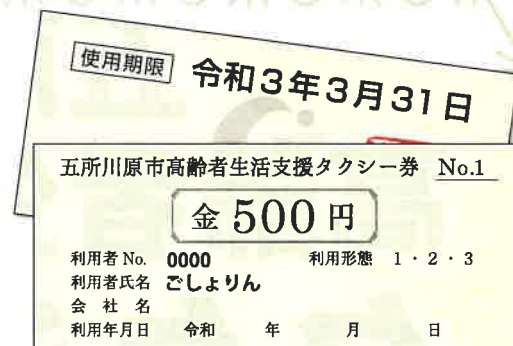
通常のタクシーとしても利用できます。





ご注意ください!

- ご利用できるタクシー会社は下記の7社になります。
- タクシーチケットの使用期限は令和3年3月31日です。



ご利用できるタクシー会社



会社名	電話番号	フリーダイヤル
尾崎タクシー	35-2195	0120-35-2195
木村タクシー	35-7755	0120-35-7755
五所川原交通	34-3232	0120-34-3232
成田観光タクシー	34-2661	0120-34-2666
能率タクシー	35-1655	0120-35-1655
金木観光タクシー	52-3030	0120-52-3030
市浦タクシー	62-3139	

※高齢者生活支援タクシー券は、利用1回につき10枚まで使えますが、利用料金を超えて使用することはできません。利用料金との差額については、運転者にお支払いください。

お問い合わせ



五所川原市 福祉部 介護福祉課 地域包括支援センター 高齢福祉係

〒037-8686 青森県五所川原市字布屋町41番地1
(代表) TEL 0173-35-2111(内線 2444・2445)
FAX 0173-34-1018
E-mail: houkatsu@city.goshogawara.lg.jp



ご不明な点は
五所川原市役所まで
お問い合わせください